

【外来感染対策向上加算(主な施設基準)】

◎届出基準

診療所(感染対策向上加算の届出がないこと)

◎感染制御チームの設置

院内感染管理者(※)を配置していること

※医師、看護師、薬剤師その他の医療有資格者であること

◎医療機関間・行政等との連携

- ・年2回以上、加算1の医療機関が主催するカンファレンスに参加(訓練への参加は必須とする)
- ・新興感染症の発生時等の有事の際の対応を想定した地域連携に係る体制について、連携医療機関等とあらかじめ協議されていること
- ・新興感染症の発生時等に、都道府県等の要請を受けて感染症患者又は疑い患者を受け入れる体制若しくは発熱患者の診療等を実施する体制を有し、そのことを自治体HPで公開していること

◎サーベイランスへの参加

地域や全国のサーベイランスに参加している場合は、サーベイランス強化加算が算定できる

◎連携強化加算

感染対策向上加算1を算定する保険医療機関に対し、過去1年間に4回以上、感染症の発生状況、抗菌薬の使用状況等について報告を行っている場合、連携強化加算が算定できる

◎その他

- ・抗菌薬の適正使用について、加算1の医療機関又は地域の医師会から助言を受けること
- ・「抗微生物薬適正使用の手引き」を参考に抗菌薬の適正な使用の推進に資する取組を行う
- ・細菌学的検査を外部委託する場合は、「中小病院における薬剤耐性菌アウトブレイク対応ガイドンス」に沿った対応を行う
- ・新興感染症の発生時等に発熱患者の診療を実施することを念頭に、発熱患者の動線を分けることができる体制を有する